

鴨川市国民健康保険税の滞納者に対する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月11日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第34号

鴨川市国民健康保険税の滞納者に対する取扱規則の一部を改正する規則

鴨川市国民健康保険税の滞納者に対する取扱規則（平成17年鴨川市規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及び合併前の鴨川市国民健康保険税条例（昭和46年鴨川市条例第108号）又は天津小湊町国民健康保険条例（昭和34年天津小湊町条例第3号）」及び「又は国民健康保険料」を削る。

第2条第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 特別療養費 法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。
- (6) 資格確認書 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）第6条第1項に規定する資格確認書をいう。
- (7) 資格確認書（特別療養） 施行規則第27条の5の2第4項各号に掲げる事項を記載した資格確認書をいう。

第4条から第6条までを次のように改める。

（特別療養費の支給）

第4条 市長は、滞納者が保険税の納期限から1年が経過するまでの間に、市が当該保険税の納付の勧奨及び当該保険税の納付に係る相談の機会の確保その他施行規則第27条の4の4第1項に規定する保険税の納付に資する取組を行ってもなお当該保険税を納付しないときは、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第28条の6に規定する特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者が保健医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等（法第54条の3第1項に規定する療養の給付等をいう。以下同じ。）に代えて、当該滞納者に対し、特別療養費を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、当該滞納者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定により弁明の機会を付与するものとし、国民健康保険被保険者特別療養費支給対象者となる旨の通知書（別記第1号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された弁明書によっても当該処分が適当であると認められるとき、又は提出期限までに弁明書の提出がなされないときは、当該滞納者に対し、国民健康保険被保険者特別療養費決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（資格確認書の返還等）

第5条 市長は、前条第3項の規定による通知を行うときは、併せて、当該滞納者に対し、当該滞納者同一の世帯に属する被保険者に係る資格確認書の返還を求めるものとする。

る。

2 市長は、前項の規定により資格確認書の返還を求めるに当たっては、あらかじめ、当該滞納者に対し、国民健康保険被保険者資格確認書の返還を求める通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により資格確認書が返還されたときは、当該滞納者に対し、資格確認書（特別療養）を交付するものとする。

（療養の給付等の特例）

第6条 第4条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対しては、療養の給付等を行う。

(1) 施行令第28条の6に規定する特別の事情があると認められる者

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他施行規則第27条の4の2に規定する医療に関する給付を受けることができる者

(3) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（前2号に該当する者を除く。）

(4) その他市長が特に認める者

第7条第1項中「に対して資格証明書を交付している」を「が特別療養費の支給対象者となっている」に改め、同条第2項中「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第8条中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第10条第2項中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。

第11条を次のように改める。

（特別事情の届出等）

第11条 世帯主は、当該世帯に属する被保険者が第6条第1号又は第2号に掲げる事項に該当するときは、市長に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

(1) 第6条第1号に該当する場合 国民健康保険税に係る特別の事情に関する届出書（別記第7号様式）

(2) 第6条第2号に該当する場合 原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書（別記第8号様式）

別記第1号様式から別記第7号様式を次のように改める。

別 記

第1号様式（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

鴨川市長



国民健康保険被保険者特別療養費支給対象者となる旨の通知書

あなたが滞納している国民健康保険税については、これまで納付をお願いしてきましたが、いまだに納付が確認されておりません。

このまま、国民健康保険税の滞納が続きますと、特別療養費の支給対象者となり、診療を受けたときに医療費を一度全額自己負担していただくこととなります。

また、資格確認書をお持ちの方につきましては、資格確認書を返還していただき、代わりに資格確認書（特別療養）が交付されることとなります。

なお、国民健康保険税の滞納について弁明することがある場合は、「弁明書」を期日までにご提出ください。

記

1 予定される不利益処分の内容

- (1) 療養の給付等に代えて、特別療養費の支給の対象とすること。
- (2) 資格確認書を返還すること。（資格確認書を交付済みの方のみ）

2 弁明書の提出先及び提出期限

提出期限 年 月 日

提出先

※期限までに提出がなかった場合は、弁明がないものとみなします。

様

鴨川市長



国民健康保険被保険者特別療養費決定通知書

貴世帯に対しては、下記の日付から、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項の規定により、療養の給付等に代えて特別療養費を支給することとなりましたので、同条第3項の規定によりお知らせします。

記

- 1 特別療養費への変更期日 年 月 日
- 2 不利益処分の原因となる事実
特別な事情等がないにもかかわらず、国民健康保険税を滞納しているため。

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・滞納している国民健康保険税を納付したとき。
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき。
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき。

この通知書に記載された事項について不服のある場合、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に千葉県の国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でな

ければ提起することができないこととされていますが、

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき

②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



国民健康保険資格確認書の返還を求める通知書

あなたの世帯に賦課された国民健康保険税は、納期限から1年を経過しても納付されていません。つきましては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の5の2の規定により、下記のとおり資格確認書の返還を求めます。

記

- 1 返還を求める資格確認書の記号番号
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還場所
- 4 返還後の措置

国民健康保険法施行規則第27条の5の2第4項の規定により、国民健康保険資格確認書（特別療養）を交付します。なお、資格確認書を返還しない場合で資格確認書が有効期限切れにより無効となったときは、同条第3項の規定を適用し、資格確認書の返還があったものとみなして資格確認書（特別療養）を交付します。

（教示）

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



保険給付一時差止通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第1項の規定により、下記のとおり国民健康保険の保険給付を一時差し止めます。

記

- 1 一時差止めに係る保険給付
- 2 一時差止めの理由
- 3 滞納保険税額
- 4 一時差止解除の要件

滞納している国民健康保険税を完納したとき、又は納付できない特別の事情があると認められるときは、当該一時差止めを解除します。

（教示）

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



保険給付額に係る滞納保険税額控除通知書

年 月 日付け第 号で国民健康保険の保険給付の一時差止めについて通知したところですが、その後滞納額の納付等がありませんので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第63条の2第3項の規定により、下記のとおり一時差止めに係る保険給付の額から滞納保険税を控除します。

記

- 1 控除年月日
- 2 一時差止めに係る保険給付及び控除する滞納保険税
- 3 控除する理由

（教示）

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



保険給付一時差止解除通知書

年 月 日付け第 号で支払を一時差し止めた保険給付について、下記のとおり一時差止めを解除するので通知する。

記

- 1 差止解除年月日
- 2 差止めを解除する保険給付
- 3 差止解除の理由

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛て）
鴨川市長

世帯主 住所
氏名
電話 （ ）

国民健康保険税に係る特別の事情に関する届出書

私が滞納している国民健康保険税について、次の理由により納付が困難ですので、鴨川市国民健康保険税の滞納者に対する取扱規則第11条第1号の規定により届け出ます。

| | |
|-------------------|--|
| 被保険者記号番号 | |
| 個人番号 | |
| 国民健康保険税が納付困難である理由 | |

上記の内容を証明するものを添付してください。

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

世帯主 住所
氏名
電話 ()

原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出書

私の世帯には、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者がいますので、鴨川市国民健康保険税の滞納者に対する取扱規則第11条第2号の規定により届け出ます。

原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者

| 被保険者記号番号 | | | | |
|----------|------|----|--------|---------|
| | 氏名 | 住所 | 医療等の名称 | 受給対象年月日 |
| 1 | | | | |
| | 個人番号 | | | |
| 2 | | | | |
| | 個人番号 | | | |
| 3 | | | | |
| | 個人番号 | | | |
| 4 | | | | |
| | 個人番号 | | | |
| 5 | | | | |
| | 個人番号 | | | |

(注) 原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であることを証明する書類(写し)を添付してください。ただし、公簿等で確認できる場合は省略することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。